

新旧対照表  
(様式・別表)

長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

【変更点は下線部】

新					旧				
様式1 (第3条関係) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">新規・更新</div> 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書 <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> 長崎県知事 様 <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 氏 名 印 (電話 )</p> <p style="text-align: right;">※主たる事務所について記入</p> 下記により「長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づく指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					様式1 (第3条関係) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">新規・更新</div> 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書 <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> 長崎県知事 様 <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 氏 名 印 (電話 )</p> <p style="text-align: right;">※主たる事務所について記入</p> 下記により「長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づく指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
記					記				
講習会の名称	(主たる事務所が長崎県外である場合は、実際事業を行う長崎県内の支社等の所在地、名称、電話番号、担当者名を記入)				講習会の名称	(主たる事務所が長崎県外である場合は、実際事業を行う長崎県内の支社等の所在地、名称、電話番号、担当者名を記入)			
申請者の住所、氏名、電話番号及び担当者氏名					申請者の住所、氏名、電話番号及び担当者氏名				
講義及び演習を実施する施設の所在地					講義及び演習を実施する施設の所在地				
平成●●年度年間事業計画	開催場所	日程	予定受講者数		平成●●年度年間事業計画	開催場所	日程	予定受講者数	
	第1回	月 日～ 月 日	名			第1回	月 日～ 月 日	名	
	第2回	月 日～ 月 日	名			第2回	月 日～ 月 日	名	
		月 日～ 月 日	名				月 日～ 月 日	名	
		月 日～ 月 日	名				月 日～ 月 日	名	
添付書類	<input type="checkbox"/> ①講習課程(カリキュラム)【別紙1】 <input type="checkbox"/> ②運営規定(開催要綱) <input type="checkbox"/> ③講師履歴(承諾書)【別紙2】 <input type="checkbox"/> ④収支予算書【別紙3】 <input type="checkbox"/> ⑤申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> ⑥事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書				添付書類	<input type="checkbox"/> ①講習課程(カリキュラム) <input type="checkbox"/> ②運営規定(開催要綱) <input type="checkbox"/> ③講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 <input type="checkbox"/> ④収支予算書 <input type="checkbox"/> ⑤申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> ⑥事業計画表及び各講習ごとの時間割表			

新		旧		
<input type="checkbox"/> ⑦募集案内等受講希望者に提示する書類 <input type="checkbox"/> ⑧その他 ( )  <small>※添付する書類について、□にチェックを入れてください。            ※全ての別業とする必要はなく、他の項目に含めて作成してあれば可。            例) ①を②に含め作成していただよい。</small>	<input type="checkbox"/> ⑦講師の承諾書 (講師本人の署名・捺印のあるものに限る) <input type="checkbox"/> ⑧事業所 (講習を行う教室等) の平面図及び設置者氏名 (法人にあつては名称) 並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書 <input type="checkbox"/> ⑨受講料等の設定方法及び改定方法 <input type="checkbox"/> ⑩募集案内等受講希望者に提示する書類 <input type="checkbox"/> ⑪その他 ( )  <small>※添付する書類について、□にチェックを入れてください。            ※全ての別業とする必要はなく、他の項目に含めて作成してあれば可。            例) ①を②に含め作成していただよい。</small>			
<small>※1 本様式は、新規の指定・指定期間の更新 (3年毎) 時用です。右上の「新規・更新」のいずれかを○で囲んでください。</small>  備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。		<small>※1 本様式は、新規の指定・指定期間の更新 (3年毎) 時用です。右上の「新規・更新」のいずれかを○で囲んでください。</small>  備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。		
平成 年度 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書  平成 年 月 日 長崎県知事 様  申請者 郵便番号 住 所 氏 名 印 (電話 )  <small>※主たる事務所について記入</small> 平成 年 月 日付け 第 号により指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習会について、下記のとおり実施しますので、長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱の第3条 (4) に基づき、平成●●年度事業計画書を提出いたします。 記		平成 年度 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書  平成 年 月 日 長崎県知事 様  申請者 郵便番号 住 所 氏 名 印 (電話 )  <small>※主たる事務所について記入</small> 平成 年 月 日付け 第 号により指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習会について、下記のとおり実施しますので、長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱の第3条 (4) に基づき、平成●●年度事業計画書を提出いたします。 記		
講習会の名称	記			
申請者の住所、氏名、電話番号及び担当者氏名				講習会の名称
講義及び演習を実施する施設の所在地				申請者の住所、氏名、電話番号及び担当者氏名
	講習会の名称			
	申請者の住所、氏名、電話番号及び担当者氏名			
	講義及び演習を			

新					旧				
平成●●年度年間事業計画		開催場所	日程	予定受講者数	実施する施設の所在地				
	第1回		月 日～ 月 日	名					
	第2回		月 日～ 月 日	名					
			月 日～ 月 日	名					
			月 日～ 月 日	名	平成●●年度年間事業計画				
第1回		月 日～ 月 日	名						
第2回		月 日～ 月 日	名						
		月 日～ 月 日	名						
添付書類	<input type="checkbox"/> ①講習課程（カリキュラム）【別紙1】 <input type="checkbox"/> ②運営規定（開催要綱） <input type="checkbox"/> ③講師履歴（承諾書）【別紙2】 <input type="checkbox"/> ④収支予算書【別紙3】 <input type="checkbox"/> ⑤申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> ⑥事業所（講習を行う教室等）の平面図及び設置者氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書 <input type="checkbox"/> ⑦募集案内等受講希望者に提示する書類 <input type="checkbox"/> ⑧その他（ ）				添付書類	<input type="checkbox"/> ①講習課程（カリキュラム） <input type="checkbox"/> ②運営規定（開催要綱） <input type="checkbox"/> ③講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 <input type="checkbox"/> ④収支予算書 <input type="checkbox"/> ⑤申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> ⑥事業計画表及び各講習ごとの時間割表 <input type="checkbox"/> ⑦講師の承諾書（講師本人の署名・捺印のあるものに限る） <input type="checkbox"/> ⑧事業所（講習を行う教室等）の平面図及び設置者氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書 <input type="checkbox"/> ⑨受講料等の設定方法及び改定方法 <input type="checkbox"/> ⑩募集案内等受講希望者に提示する書類 <input type="checkbox"/> ⑪その他（ ）			
<small>※添付する書類について、□にチェックを入れてください。          ※全ての別業とする必要はなく、他の項目に含めて作成してあれば可。          例) ⑨を②に含め作成していただよい。</small>					<small>※添付する書類について、□にチェックを入れてください。          ※全ての別業とする必要はなく、他の項目に含めて作成してあれば可。          例) ⑨を②に含め作成していただよい。</small>				
<small>※1 本様式は、新規の指定・指定期間の更新（3年毎）時用です。右上の「新規・更新」のいずれかを○で囲んでください。</small>					<small>※1 本様式は、新規の指定・指定期間の更新（3年毎）時用です。右上の「新規・更新」のいずれかを○で囲んでください。</small>				
備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。					備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。				
様式7（第4条関係） 平成 年度福祉用具専門相談員 指定講習会指定申請書事業報告書					様式7（第4条関係） 平成 年度福祉用具専門相談員 指定講習会指定申請書事業報告書				
平成 年 月 日					平成 年 月 日				
長崎県知事 様					長崎県知事 様				
申請者 郵便番号					申請者 郵便番号				
住所					住所				
氏名 印					氏名 印				
(電話 )					(電話 )				
<small>※主たる事務所について記入</small>					<small>※主たる事務所について記入</small>				
平成 年 月 日付け 第 号により指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習					平成 年 月 日付け 第 号により指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習				
会について、下記のとおり実施しましたので、長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施					会について、下記のとおり実施しましたので、長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施				

新			旧		
要綱の第4条に基づき、平成●●年度実績報告書及び講習会修了者名簿を提出いたします。			要綱の第4条に基づき、平成●●年度実績報告書及び講習会修了者名簿を提出いたします。		
記			記		
第1回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	第1回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	開催場所			開催場所	
	講習会受講者数	名		講習会受講者数	名
	講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)		講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)
第2回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	第2回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	開催場所			開催場所	
	講習会受講者数	名		講習会受講者数	名
	講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)		講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)
第3回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	第3回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	開催場所			開催場所	
	講習会受講者数	名		講習会受講者数	名
	講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)		講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)
第4回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	第4回	開催日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	開催場所			開催場所	
	講習会受講者数	名		講習会受講者数	名
	講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)		講習会修了者数	名 (うち過去の未修了者 名)
添付書類	<input type="checkbox"/> ①修了者名簿 (様式8) <input type="checkbox"/> ②実施状況 (別紙5) <input type="checkbox"/> ③収支決算書 <input type="checkbox"/> ④その他 ( )		添付書類	<input type="checkbox"/> ①修了者名簿 (様式8) <input type="checkbox"/> ②講習課程・講習会時間割表 <input type="checkbox"/> ③担当講師一覧表 <input type="checkbox"/> ④収支決算書 <input type="checkbox"/> ⑤その他 ( )	
	※添付する書類について、□にチェックを入れてください。			※添付する書類について、□にチェックを入れてください。	
※年度終了後、2か月以内に提出すること			※年度終了後、2か月以内に提出すること		
備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。			備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。		

別表 1

別紙 1

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
<b>1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割</b>			
福祉用具の役割 (1時間)	・福祉用具の定義と高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。	・福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 ・福祉用具の種類を概要できる。 ・高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。	○福祉用具の定義と種類 ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ○福祉用具の役割 ・利用者の日常生活動作(ADL)等の改善 ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	・介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。 ・福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。	・福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 ・介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をする上での留意点を列挙できる。	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の仕事内容 ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能点検等) ○職業倫理 ・福祉用具専門相談員の倫理(法令遵守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等)
<b>2 介護保険制度等に関する基礎知識</b>			
介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	・介護保険制度等の目的と基本的な仕組みを理解する。 ・地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。	・介護保険制度の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 ・地域包括ケアの理念を概説できる。 ・地域包括ケアの構成要素と支える主体を列挙できる。 ・地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。	○介護保険制度の目的と仕組み ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護サービスの種類と内容 ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) ・構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助) ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点 (2時間)	・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を身に付ける。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや他職種連携の重要性を理解する。	・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を列挙できる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。	○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワーメント、クオリティオブライフ(QOL) ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類(ICF)の考え方 ・多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例)
<b>3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識</b>			

福祉用具専門相談員講習課程及び講師要件表

区分	教科名	講師要件
<b>A.老人福祉に関する基礎知識 (2時間)</b>		
	1.老人福祉制度の概要 ○老人保健福祉の基本制度 ○老人保健福祉サービス ○関連法規の理解	①老人福祉を担当している行政職員 ②大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成学校、福祉系高等学校において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む) ③社会福祉士 ④上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
<b>B.介護と福祉用具に関する知識 (20時間)</b>		
	2.介護に関する基礎知識 ○介護の目的 ○在宅介護の特徴と基本的対応 ○福祉サービスに携わる者としての倫理及び責務	①介護福祉士 (実務経験が5年以上の者) ②保健師、看護師、作業療法士、理学療法士 (実務経験が5年以上の者) ③訪問介護員養成研修1級課程修了者 (実務経験が5年以上の者) ④大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成学校、福祉系高等学校において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む) (教員歴が5年以上の者) ⑤上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
	3.介護技術 ○食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 ○体位変換、移動時等の基本的な介護	「2.介護に関する基礎知識」の要件と同様
	4.介護場面における福祉用具の活用 ○介護場面における福祉用具利用に付いての理解 ○一般的機器の操作方法、安全のための諸注意、点検方法、消毒方法 ○福祉用具の選定相談及び適合性の確認	①作業療法士、理学療法士 (実務経験が5年以上の者) ②介護福祉士 (実務経験が5年以上の者) ③保健師、看護師 (実務経験が5年以上の者) ④大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成学校、福祉系高等学校において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む) (教員歴が5年以上の者) ⑤介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 (実務経験が5年以上の者) ⑥財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 (実務経験が5年以上の者) ⑦上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
<b>C.関連領域に関する基礎知識 (10時間)</b>		
	5.高齢者等の心理 ○高齢者の生活・行動と心理 ○高齢者の家族に対する理解	①医師 ②精神保健福祉士 ③保健師、看護師、作業療法士 ④社会福祉士 ⑤介護福祉士 ⑥大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成学校、福祉系高等学校において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む) ⑦上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
	6.医学の基礎知識 ○人体の基礎的構造 ○高齢期に見られる疾病と障害	①医師 ②保健師、看護師 ③大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成学校、福祉系高等学校において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)

新			旧													
<p>からだところの理解 (6時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。</li> <li>・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。</li> <li>・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。</li> <li>・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等)</li> <li>・心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等)</li> </ul> </li> <li>○認知症の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の症状</li> <li>・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応</li> </ul> </li> </ul>	<p>④上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>													
<p>リハビリテーション (2時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションの考え方を理解する。</li> <li>・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。</li> <li>・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リハビリテーションの基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションの考え方と内容</li> <li>・リハビリテーション関わる専門職の役割</li> </ul> </li> <li>○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容</li> <li>・リハビリテーション専門職との連携</li> </ul> </li> </ul>	<p>7.リハビリテーション概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知識</li> <li>○リハビリテーションにおける福祉用具の役割及びその活用</li> </ul>	<p>①作業療法士、理学療法士、医師</p> <p>②大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成学校、福祉系高等学校において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)</p> <p>③上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>												
<p>高齢者の日常生活の理解 (2時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の日常生活の個性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。</li> <li>・基本動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活には個性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。</li> <li>・基本動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。</li> <li>・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活について <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等</li> </ul> </li> <li>○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等)</li> <li>・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容</li> <li>・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防</li> </ul> </li> </ul>	<p>D.福祉用具の活用に関する実習(8時間)</p>	<p>「4.介護場面における福祉用具の活用」の要件に同様</p>												
<p>介護技術 (4時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。</li> <li>・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を必要とする利用者の状態像</li> <li>・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具</li> </ul> </li> <li>※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">＜時間割について＞</td> </tr> <tr> <td>A.老人保健福祉に関する基礎知識</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>B.介護と福祉用具に関する基礎知識</td> <td>20時間</td> </tr> <tr> <td>C.関連領域に関する基礎知識</td> <td>10時間</td> </tr> <tr> <td>D.福祉用具の活用に関する実習</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40時間</td> </tr> </table>	＜時間割について＞		A.老人保健福祉に関する基礎知識	2時間	B.介護と福祉用具に関する基礎知識	20時間	C.関連領域に関する基礎知識	10時間	D.福祉用具の活用に関する実習	8時間	合計	40時間	<p>※各教科への時間配分は、特に示さないで、各事業所の判断による。</p> <p>例えば、Bの20時間のうち、2、3、4の各教科への時間配分は各事業所の判断において行うこととなる。</p>
＜時間割について＞																
A.老人保健福祉に関する基礎知識	2時間															
B.介護と福祉用具に関する基礎知識	20時間															
C.関連領域に関する基礎知識	10時間															
D.福祉用具の活用に関する実習	8時間															
合計	40時間															
<p>介護技術 (4時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。</li> <li>・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を必要とする利用者の状態像</li> <li>・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具</li> </ul> </li> <li>※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど</li> </ul>	<p>※時間については、休憩時間を排除して算定すること。</p>													
<p>住環境と住宅改修 (2時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。</li> <li>・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の住まいの課題を列挙できる。</li> <li>・住環境の整備のポイントを列挙できる。</li> <li>・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の住まい <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題</li> </ul> </li> <li>○住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境整備の考え方</li> <li>・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取り付け等)</li> </ul> </li> <li>○介護保険制度における住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等</li> </ul> </li> </ul>	<p>＜開催回数について＞</p> <p>1 指定を受けた事業所は、年1回以上指定講習会を開催し、受講者が、講習課程での知識及び技術の習得がされていることが担保できる内容であること。</p>													
<p>4 個別の福祉用具に関する知識・技術</p>			<p>＜講師について＞</p> <p>1 1回の講習会について、3名以上の講師で担当すること</p> <p>2 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること</p> <p>3 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること</p>													
<p>福祉用具の特徴 (8時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。</li> <li>・基本的動作や日常生活の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。</li> <li>・基本的動作と日常生活の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉用具の種類、機能及び構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具</li> </ul> </li> <li>○基本的動作と日常生活の生活場面に応じた福祉用具の特徴</li> </ul>														
<p>福祉用具の活用 (8時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。</li> <li>・高齢者の状態像に応じた福祉用具の活用方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。</li> <li>・高齢者の状態像に応じた福祉用具の活用方法を概説できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各福祉用具の選定・適合技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法</li> <li>・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点(誤った使用方法や重大事故の例示を含む)</li> </ul> </li> <li>○高齢者の状態像に応じた福祉用具の活用方法</li> </ul>														

新		旧	
	用方法を修得する。		
<b>5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識</b>			
福祉用具の供給の仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。</li> <li>福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具供給の流れ</li> <li>福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ</li> <li>介護保険法における福祉用具貸与事業の内容</li> <li>福祉用具の整備方法</li> <li>消毒、保持点検等</li> </ul>
福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。</li> <li>福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。</li> <li>利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。</li> <li>モニタリングの意義や方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の活用ポイントを列挙できる。</li> <li>利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。</li> <li>モニタリングの意義や方法を概説できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順の考え方</li> <li>居宅サービス計画書と福祉用具貸与計画等の関係性</li> <li>アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等</li> <li>状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合わせや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)</li> <li>福祉用具貸与計画等の意義と目的</li> <li>記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント)</li> <li>福祉用具貸与計画書の記載内容</li> <li>利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報</li> <li>福祉用具貸与計画等の活用方法</li> <li>利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ</li> <li>モニタリングの意義・目的</li> <li>モニタリングの意義・目的</li> <li>モニタリング時の目的達成度の評価・計画変更</li> </ul>
<b>6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習</b>			
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を修得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例演習</li> <li>事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習</li> <li>利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング</li> </ul> <p>※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。</p>
福祉用具専門相談員指定講習時間数の合計		講習時間 50時間 + 修了評価 1時間	
別表2 福祉用具専門相談員指定講習における講師要件表			
科目	講師の要件		
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
(1) 福祉用具の役割	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤福祉用具専門相談員⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。)⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に		

新		旧
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	認められる者	
二 介護保険制度等に関する基礎知識		
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員②保健師③看護師④理学療法士⑤作業療法士⑥社会福祉士⑦介護福祉士⑧介護支援専門員⑨大学院等教員⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
(2) 介護サービスにおける視点		
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		
(1) からだとこころの理解	①医師②保健師③看護師④理学療法士⑤作業療法士⑥精神保健福祉士⑦大学院等教員⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
(2) リハビリテーション	①医師②理学療法士③作業療法士④大学院等教員⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
(3) 高齢者の日常生活の理解		
(4) 介護技術	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。）⑦大学院等教員⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士②作業療法士③福祉用具専門相談員④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者⑤福祉用具プランナー研修修了者⑥1級・2級建築士の大学院等教員⑦大学院等教員⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
四 個別の福祉用具に関する知識・技術		
(1) 福祉用具の特徴	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥福祉用具専門相談員⑦福祉用具プランナー研修修了者⑧介護機器相談指導員⑨大学院等教員⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	



新		旧
(2) 福祉用具の活用		
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識		
(1) 福祉用具の供給の仕組み	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥福祉用具専門相談⑦福祉用具プランナー研修修了者⑧大学院等教員⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用		
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習		
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥福祉用具専門相談⑦福祉用具プランナー研修修了者⑧大学院等教員⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
※講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること		